

セルフ脆弱性診断サービス利用規約

制定：2013年12月24日

発効：2013年12月24日

第1条（目的）

本セルフ脆弱性診断サービス利用規約（以下、「本サービス利用規約」といいます。）は、株式会社ブロードバンドタワー（以下、「当社」といいます。）が提供するセルフ脆弱性診断サービスの利用に係る条件を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本サービス利用規約に別段の定めがない限り、本サービス利用規約で使用される用語は、当社の「サービス契約約款」（以下、「本契約約款」といいます。）において使用する用語の例によるものとします。

第3条（本サービス）

当社は、セルフ脆弱性診断サービスとして、次の各号に掲げるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様に提供します。

- (1) セルフ脆弱性診断サービス
- (2) 上記第(1)号サービス（以下、これらのサービスを総称して「メインサービス」といいます。）に付随するサービス（以下、「オプションサービス」といいます。）

第4条（本サービス利用規約改定の通知）

本サービス利用規約を改定する場合、当社は、お客様に対し、その旨を改定の効力が生じる1か月前までに通知します。ただし、お客様にとって実質的に不利益とならない本サービス利用規約の軽微な変更については、この限りではありません。

第5条（本サービス廃止の通知）

本サービスを廃止する場合、当社は、お客様に対し、その旨を本サービスが廃止される3か月前までに通知します。

第6条（本サービスの利用開始）

本利用開始日は、電子メールにて「設定報告書」を送付する方法により通知します。

第7条（課金に関する特則）

本サービスの月額費用は、本利用開始日の翌月1日から課金されるものとします。

第8条（最低利用期間）

本サービス契約締結書面に別段の明示的な定めがない限り、本サービスの最低利用期間は、次の各号に定める通りとします。

(1) セルフ脆弱性診断サービス	月額費用の課金開始日から1か月間
(2) オプションサービス	月額費用の課金開始日から1か月間

第9条（中途解約に関する特則）

お客様は、当社に対して事前に通知することにより、本サービス契約の全部又は一部を解約することができます。ただし、かかる解約の効力は、お客様の通知を当社が受領した日の当月末日に生じるものとします。

第10条（保証の限定）

当社は、本サービスについて、明示又は黙示を問わず、本契約約款第20条第1項に掲げる事項を含め、いかなる保証も行わないものとします。

第11条（免責）

当社は、本サービスを利用することにより、お客様に発生した損害、損失又は費用について、一切の責任を負わないものとします。

第12条（オプションサービス）

お客様は、お客様の選択により、オプションサービスを利用することができます。ただしオプションサービスは、その基本となるメインサービスとは別に単独で利用することはできません。